

宣言証番号

【 2121 】

うちなー健康経営宣言 宣言証

公益財団法人 沖縄県建設技術センター 殿

貴事業場が健康経営に取り組み、積極的に
事業場内の健康づくりを推進する健康経営
宣言事業場として、宣言したことを証します

令和7年8月8日

沖縄県知事 玉城デニ





うちなー健康経営宣言

公益財団法人沖縄県建設技術センター

第 2121 号

令和 7 年 8 月 8 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

沖縄県建設技術センターは、職員の健康を最優先に考え、健康経営を積極的に推進するため、うちなー健康経営を宣言します。

職員一人一人が、心身共に健康となるような職場環境の構築・健康増進に取り組み、当センターの目的である「広く県民の福祉の増進に寄与する」ことの実現に繋げて参ります。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。(100%)
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせるように努める。(目標100%)
3. 健診の結果、有所見者となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康増進に関する数値目標を設定する
＜数値目標：週に2回以上、1時間程度の軽い運動をする。＞
5. 運動機会の増進に取り組む
6. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む
7. 適正飲酒対策に取り組む
8. 血圧管理に取り組む
9. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する
10. メンタルヘルス対策に取り組む
11. 治療と仕事の両立支援に取り組む
12. その他
・午前10時・午後3時に【リフレッシュタイム10分間】(適度に体を動かす、職員間でのコミュニケーション)を設定する。